

本号（令和5年7月13日）で公布された条例のあらまし

◇香川県警察関係手数料条例及び香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第17号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の標準額が定められたこと、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の信号機に関する基準に遠隔操作型小型車と特定小型原動機付自転車が新たな対象として追加されたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第18号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第19号）

- 1 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県野営場条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第20号）

- 1 女木島野営場を売却することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第21号）

- 1 警察活動を取り巻く社会情勢の変化に伴い、業務の特殊性、国家公務員との均衡等を考慮し、警察職員の特殊勤務手当の支給額の改定を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。